客引き行為等の適正化に関する条例 違反者の氏名等の公表について

令和4年12月に「北九州市客引き行為等の適正化に関する条例」が全部施行され、指定された禁止区域内では、全ての業種による客引き行為等が禁止となりました。

命令に違反した場合は、5万円の過料及び氏名等の公表を行うものとしており、11月~12月に氏名等の公表を別紙のとおり行いましたので、お知らせいたします。

なお、本条例では、客引き行為等を行った者だけではなく、行わせた者も罰則等の対象となります。

1 公表日

令和5年12月15日(金) 8時45分

2 公表に用いる媒体

- (1) 北九州市公報
- (2) 安全・安心推進課ホームページ

URL: https://www.city.kitakyushu.lg.jp/shimin/14700168.html



ホームページ QRコード

【問合せ先】

市民文化スポーツ局 安全·安心推進課 電話 093-582-2911 担当 印 (課長)、濱本 (係長)

1 令和5年11月1日公表

(1) 命令違反したもの

氏 名:株式会社 サン 代表取締役 織戸四郎 住 所:川崎市川崎区駅前本町11番1号13階

(2) 違反行為に係る店舗等

店舗名:ごくごく/チアーズ

住 所:北九州市小倉北区京町二丁目7番7号 ONOビルディング5階

(3) 公表の原因となる事実

令和5年6月23日に小倉都心客引き行為等禁止区域内の北九州市小倉北区京町一丁目2番地先において条例第9条に規定する違反行為(以下「違反行為」という。)である客引き行為を行わせたことについて、同年7月11日付けで条例第10条の規定により違反行為を行ってはならない旨の命令を受けたが、同年8月19日に同区域内の北九州市小倉北区京町二丁目6番地先において当該命令に違反して客引き行為を行わせた。

2 令和5年11月16日公表

(1) 命令違反したもの

氏 名:株式会社 Infection 代表取締役 西原甲浩住 所:名古屋市中区錦二丁目6番19号長者町通ビル3階

(2)違反行為に係る店舗等

店舗名:蔵重

住 所:北九州市小倉北区魚町一丁目1番15号巴ビル3階

(3) 公表の原因となる事実

令和5年5月26日、同年6月17日、同月22日及び同月27日に小倉都心客引き行為等禁止区域内において条例第9条に規定する違反行為(以下「違反行為」という。)である客引き行為を行わせたことについて、同年7月11日付けで条例第10条の規定により違反行為を行ってはならない旨の命令を受けたが、同年8月13日に同区域内の北九州市小倉北区魚町一丁目4番1号先において当該命令に違反して客引き行為を行わせた。

3 令和5年12月15日公表

(1) 命令違反したもの

氏 名:株式会社エース 代表取締役 徳平大貴

住 所:岡山市北区奉還町一丁目10番11-903号

(2) 違反行為に係る店舗等

店舗名:だるま

住 所:北九州市小倉北区京町二丁目7番7号ONOビルディング2階

(3)公表の原因となる事実

令和5年9月5日に小倉都心客引き行為等禁止区域内の北九州市小倉北区魚町一丁目3番21号先において条例第9条に規定する違反行為(以下「違反行為」という。)である客引き行為を行わせたことについて、同月25日付けで条例第10条の規定により違反行為を行ってはならない旨の命令を受けたが、同年10月27日に同区域内の北九州市小倉北区魚町一丁目3番21号先において当該命令に違反して客引き行為を行わせた。